# もう「知らない」ではすまされない消費税増税の法的リスク(B)

見積書・合意書・請求書の記載の仕方

(前号からのつづき)

### 2 工事内容変更合意書

経過措置の規定において、「指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。」という文言があることから、契約日が指定日の前日である平成25年9月30日以前である場合であっても、平成25年10月以降に工事内容を変更する際には、注意が必要です。

例えば、当初の契約金額が200万円で、増額金額50万円、減額金額20万円の変更合意があった場合、変更後の契約金額は230万円となります。

この請負契約の目的物が平成26年3月末までに引き渡せた場合には、230万円全額につき消費税5%の適用となりますが、平成26年4月以降の引渡となった場合には、200万円については5%の消費税が、30万円部分については8%の消費税が課されることになります。よって、平成26年4月以降の引渡となる場合には、請負金額欄において消費税率別の記載をすべきです(書式例5)。

また、平成26年3月末までに引渡予定の場合でも、本体 価格と消費税額を区分して記載し、「工期の遅れ等(受注者 の責めに帰すべき事由によって遅れた場合を除く)により、 本件建物の引渡時点の消費税率が変更となった場合には、 変更後の消費税率に基づいて算出される消費税額との 差額を決済するものとします。」という趣旨の条項を加えて おくことが必要です(書式例6)。



#### 書式例 6

※工期の遅れ等(請負者の責めに帰すべき事由により 遅れた場合を除く)により、契約の目的物の引渡時点での 消費税率が変更になった場合には、変更後の消費税率 に基づいて算出される消費税額との差額を決済するもの とします。

## 業界 NEWS 2013年10月

## 3 請負代金請求書

平成25年10月1日以降に契約を締結した場合、経過措置の適用がないため、引渡時店の消費税率が適用されます。

そうすると、請負代金請求時に予定されていた弁済期日 の消費税率と、実際に代金を受け取って目的物を引渡 した時点での消費税率が異なる可能性があります。 つまり、発注者が弁済期日に支払ってくれれば、消費税率 5%でよかったが、支払が遅れたために目的物を引き 渡せず、結果的に消費税8%の適用となってしまった ような場合です。

このような場合に対応するため、請負代金の請求書に おいても、本体価格と消費税額を区分して記載した上で、 「請負代金支払いの遅延により、契約の目的物の引渡 時点での消費税率が変更となった場合には、変更後の 消費税率に基づいて算出される消費税額との差額を お支払い頂きます。」という趣旨の文言を加えておく 必要があります(書式例7)。

日装連新聞(437号)より引用

